

## 期日報告書 35

2026年1月8日

函館市 御中

さくら共同法律事務所

弁護士 河合 弘之

外13名

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

ご依頼の相手方国外1名との間の東京地方裁判所平成26年(行ウ)第152号 大間  
原子力発電所建設差止等請求事件について、下記のとおりご報告いたします。

敬具

### 記

1 期日 2025年12月24日(火) 10時30分~11時07分頃

東京地方裁判所103号法廷

第35回口頭弁論期日

2 出席者 当方：弁護団10名(河合弘之、海渡雄一、青木秀樹、井戸謙一、只野靖、  
兼平史、中野宏典、甫守一樹、大河陽子、北村賢二郎)  
相手方(被告ら)：各代理人弁護士ら 出席

3 提出書面

当 方：準備書面(58)(敷地内活断層)

甲D214(電源開発資料・変状)

12月19日付争点項目一覧表改訂版

相手方(被告国)：第29準備書面(水蒸気爆発等)(原告準備書面(57)に対する反  
論)

乙A266~272

相手方(被告電源開発)：なし

#### 4 口頭説明

原告代理人只野弁護士が、準備書面（58）（敷地内活断層）の内容を、パワーポイント資料を投影して口頭説明を行いました（約23分）。

#### 5 争点項目一覧表

原告記載部分の争点項目一覧表の「震源を特定せず策定する地震動」の「具体的理由」の⑤について取り消し線については取り消す。

#### 6 今後の進行

##### (1) 当方

当方は、次回期日までに、フルモックスの危険性についての準備書面を提出予定です。

##### (2) 被告国

被告国は、基準の合理性については原告からの主張に対して、隨時反論するとのことです。

#### 7 書面提出期限

書面提出期限は、来年2月24日（火）になりました。

#### 8 次回期日、次々回期日

次回期日、次々回期日は、次のとおりになりました。

##### (1) 次回期日

来年（2026年）3月9日（月）14時 弁論期日 @東京地裁103法廷  
第36回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定）

##### (2) 次々回期日

同年7月7日（火）13時30分 弁論期日 @東京地裁103法廷  
第37回口頭弁論期日（弁論期日後に進行協議期日を予定）

以上